

# Pocket

つなぐ  
ささえる  
まもる

Take free vol.18  
2026年3月発行

ソーシャルワーカーは港に似ているかもしれない。受け入れて、繋ぐ。嵐がきても、きっと、大丈夫。



兵庫県社会福祉士会です。

あなたや家族の方が  
生活の中で困ったことがあった時に、  
お話をよくうかがって、  
最も適したサービスに「つなぎ」、  
生活を「ささえる」チカラになることが、  
私たち社会福祉士の仕事です。  
また、高齢の方や障害のある方を  
「まもる」ため、  
地域の自治体や弁護士などの  
専門職と連携し、虐待防止にも  
積極的に取り組んでいます。

特集

福祉用具は「介護が必要な人」だけでなく、  
日常生活で不便や不安を感じる  
すべての人が  
使うことができます。

**福祉用具とは**



どんなときに  
どんな人が使うの？



「まだ元気だけど、杖を使ってもいいのかな？」  
「転びそうな親に、何を勧めたらいいの？」



福祉用具は「介護が必要な人」だけでなく、  
日常生活で不便や不安を感じる  
すべての人が使うことができます。



誰でも使える  
「便利グッズ」

歩行が不安定・ふらつく

歩いている時にふらつく、  
転倒が心配な場合は、  
杖・シルバーカーが  
役立ちます。

けがなどで  
歩きにくい

足をねんざした時などは  
松葉杖が有効です。

長い距離を  
歩くのがつらい

疲れやすい場合は  
車いすを使うと  
移動が楽になります。

起き上がり・  
立ち上がりが大変

布団からの動作が  
しんどい時は  
ベッドが助けになります。

トイレまで  
間に合わない

パッドや紙パンツが  
安心につながります。

段差や階段の  
上り下りが不安

手すりや踏み台で  
安全に移動できます。

夜の移動が  
不安

足元灯があると安心です。

スプーンが  
持ちにくい

柄が太くて  
握りやすいスプーンが  
食事をしやすくします。



# 福祉用具とは

皆さんにとって手放せない便利グッズ、身近な生活用具は何ですか？スマートフォンなどの通信機器と答える方は多いでしょうし、眼鏡やコンタクトレンズがなくては日常生活が成り立たないという方もいるのではないのでしょうか。今回取り上げる福祉用具も、日常生活を成り立たせるのに欠かせないものです。福祉用具と聞くと、車いすや杖、手すりなどを思い浮かべることが多いかもしれませんが、福祉用具とは、加齢等で心身の機能等が低下した場合に、自立した日常生活を送るために用いる用具や機器の総称です。

ユニバーサルデザインが社会に浸透していく中で、必要とする人が利用しやすいように、福祉用具がより身近になるように、使うことが楽しくなるようにと、デザインや機能も進化をしています。福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法1993年公布）により、産業界と福祉業界が連携し福祉用具の開発普及を進めていくことになりました。最近では2025年大阪・関西万博で介護ロボットや福祉用具を扱った企業などが出展し、次世代の福祉用具が紹介されました。新たな技術開発や、多様なアイデアを取り入れ、福祉用具は進化をしています。





- 手すりがあると、安心して立ち上げられる
- 歩行器で、外出がしやすくなる
- 夜に自動で点灯するライトで、転倒予防
- 滑りにくい靴で、移動の不安が減る

## 高齢の人の暮らしを支える できることを続けるための工夫



- 段差解消スロープで、移動がスムーズに
- コミュニケーション機器で、思いが伝えやすくなる
- 姿勢を支えるイスで、活動に集中しやすくなる
- 使いやすい箸やスプーンで、自分で食べる喜びが広がる



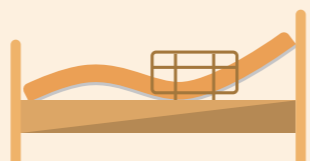
## 障害のある人の 生活のしやすさ・参加のしやすさを 高める多機能な用具

- 体を安定させるイスで、遊びや学びがしやすい
- 補装具や歩行器で、外へ出る経験が増える
- 伝える手段を広げる機器で、コミュニケーションが豊かに
- 握りやすいスプーンで、「自分でできた!」の積み重ね



## 子どもたちの成長を 後押しするやさしい工夫

# 福祉用具を使うと、 どんなふう暮らしが変わるの？



# 購入する

### 一時的に

骨折など

社会福祉協議会や公的機関では、車いすなどを短期間貸し出してくれる場合があります。

### 長期的に

高齢者

役所の高齢福祉課や地域包括支援センターに相談し、介護認定申請を受けることで、介護保険を使った福祉用具の貸与が可能です。

### 障害がある場合

障害福祉課で相談のうえ、給付決定後に「障害者総合支援法(日常生活用具給付等事業)」を利用して福祉用具の貸与が受けられます。



福祉用具の一部負担での購入は、自費購入より割安で済むことが多く、身体や生活状況に合った選定ができる利点もあります。

### 入浴・排泄関連など、 肌に直接触れる用具

介護認定を受けていれば、指定された物品を一部負担で購入できます。

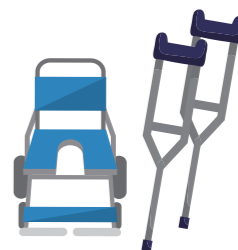
### 障害者手帳を持っている場合、 指定難病にかかっている場合

「補装具費支給制度」により、一部負担で必要な用具を購入することができます。

※制度の対象とならない場合は、自費で購入することができます。



# 借りる



制度を活用すれば、必要なときに必要なものを使い、不要になれば返却できるという柔軟な対応が可能。福祉用具貸与は、お財布にも地球にも優しい選択肢。ぜひ制度を活用して、賢く利用しましょう。

# 使いたいとき、どうすれば？

まずは  
相談から

迷ったら以下の窓口へ。福祉用具貸与・販売している事業所の「福祉用具専門員」にもぜひ、相談してください。  
・自治体の高齢者窓口・障害者窓口・地域包括支援センター・福祉用具貸与・販売事業所

# 見た目やデザインも気になる！

福祉用具は機能面・安全面が十分に担保されているということはもちろんです。最近ではデザイン性にもこだわったものが出てきています。カラーバリエーションが豊富なもの、スタイリッシュでカッコいいデザインのものなど少しずつですが増えてきています。

福祉用具の多くはそれが無いと生活することが難しい、とても不便だということ、使用される人は日常的に利用することになります。だからこそ、利用者自身が気に入るものであったり、使いたい、使い続けたいと愛着の持てるデザインであったりすることは、その人その人の個性を尊重する上でも大切な視点になると思います。

## 好きなデザインを選ぶ

杖を例にあげると、杖をつくことで歩行が安定すれば良いということのみを見ていけば、杖の色や柄はどうでもいいことかもしれません。しかし、日常的に使用するからこそ、花柄のデザインがあしらわれていた

り、和風テイストのデザインになっていたりと使用者の個性を表現できるものが沢山登場しており、日常生活の中の彩りの一つになってきています。

## 相談してカスタマイズ

また、福祉用具以外にも3Dプリンターを使用してオリジナルの自助具を作成してくれる事業所（NPO法人）もいる。三木市もあります。自助具として市販もされていますが、使用する人の状況は様々です。例えば、「柄の部分がもう少し長ければ（短ければ）使いやすいのに」と言った個別の悩みごとに対して、一律に作成された自助具を当てはめるのは難しいかもしれません。少しでもよりよく使用しようと思つて、工夫を凝らす素人判断で何かを取り付けたり、切り取ったりすることで、かえって危険になってしまう恐れもあります。できない・無理だということが常態化していくと、困っていることが当たり前前の状態となり、それが改善される・改善できるという発想にな

りづらいかもありません。「こうだったらいいのに」という思いや希望を抱いているうちに、作業療法士などの専門家に相談してみると良いでしょう。



## オシャレも楽しみたい

さらに、日本福祉医療ファッション協会代表理事の平林景さんが手がけたブーツ。車いすユーザーの「足に麻痺があるとブーツが履きにくい」という声に応えてファスナーを複数つけて、バナナの皮のように広がり、履きやすくなったものです。これは自助具ではないですし、ブーツ自体履かなくても生活に支障はないかもしれません。しかし、オシャレを楽しみたいという気持ちは否定されるものではありませんし、それに応えていくということも大切なことです。

# 在宅・地域での使い方 「予防」視点の広がり

これからの福祉用具は、「介護が必要になってから使うもの」ではなく、「元気で暮らし続けるために、早くから使うもの」へと広がっています。

小さな段差をなくすスロープや自動点灯ライト、歩行を安定させる歩行器などは、高齢の人のケガ予防はもちろん、障害のある人、子ども、けがをした人にも役立つ暮らしの安全を守る工夫です。

福祉用具があることで、高齢の人は、住み慣れた家で安心して暮らし続けることができますし、障害のある人は、より暮らしやすく、自分のやりたいことに挑戦しやすくなります。子どもは、学び・遊び・生活がしやすくなり、支えが必要な人を支える家族の負担も軽くなる、といった多くの良い変化が生まれます。

また、外出を助けてくれる用具や、まちのバリアフリー環境が整っていると、誰もが外へ出やすくなり、地域への参加の機会が広がります。さらに、福祉用具が上手に使われ、社会のバリアが減ると、「困っている人がいても自然に受け入れられる」心のバリアフリーにもつながります。

福祉用具は今、「介護のためだけの道具」ではなく、みんなが居心地よく、安心して暮らし、社会参加できる地域をつくるための大切な道具へと進化しています。

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせる社会を支えるパートナーです。



そして何より、ファスナーがオシャレなデザインとなっているので、スタイリッシュでカッコいいブーツになっていますし、ブーツの脱ぎ履きが面倒ではなく、ユニバーサルデザインの観点からも誰もが使いやすい、そしてそれらを使うことで自分らしく過ごすことができる、そういう人生の質を高めてくれるものだと思うと、一部の困っている人だけが使うものではないということが見えてくると思います。

(@KeiHirabayashiより引用)


# 社会福祉士のお仕事 vol.9 児童相談所(社会福祉士)のしごと

**子どもや家庭に関する様々な相談にのります。** 子育ての悩み、児童虐待、発達のおくれ、いじめや不登校、非行など。



1

**児童相談所には一時保護所があります。** 相談内容に応じて、子どもを一時的に保護し、心理判定や行動観察などで支援に活かします。



2

**健やかな成長のために限りなく家庭に近い環境を整えます。** 乳児院や児童養護施設などの入所や、養子縁組、里親など、家庭に近い環境を整えます。



3

**様々な専門職と連携して、子どもの未来を支えます。** 心理士や保育士、児童精神科医師などの専門職と連携しています。



4

おかもとさん: 大人の考えや態度が変わると、子どものよい変化や成長がうながされます。

## 編集後記

私が福祉用具に関心を抱いたのは学生時代のことです。日常の困りごとが、適切な用具によって驚くほど軽減される場面を目にしたことがきっかけでした。その後、さまざまな福祉用具を調べる中で、「こんな選択肢があるのか」と新しい発見に胸が躍ったことを、今回の編集を通じて思い出しました。当時から変わらず存在するものもあれば、技術の進歩によって大きく進化したものもあります。いずれも、今なお私にとって魅力的です。今回の記事が、皆様の暮らしをより快適にする一助となれば幸いです。(広報委員会・永田)

## 事業活動

- ・社会福祉に関する情報提供及び相談事業
- ・権利擁護に関する相談事業
- ・成年後見・後見監督に関する事業
- ・社会福祉士等の養成支援に関する事業
- ・地域包括支援センターへの支援に関する事業
- ・社会福祉従事者研修に関する事業
- ・生活困窮者支援に関する事業
- ・高齢者虐待・障害者虐待防止等に関する事業
- ・児童虐待防止・子育て支援等子ども家庭支援に関する事業
- ・福祉サービスの質の向上のための評価に関する事業
- ・社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究事業
- ・県・市町の福祉計画への参画・提言
- ・その他、この法人の目的を達成するために必要な事業



## この一枚



## 「おのころ神社」

撮影: 淡路ブロック  
 新地 友美子さん・居内 昭人さん  
 文: 淡路ブロック 古家 英敬さん

本殿には、安産の神様・縁結びの神様として、国生み神話のイザナギ・イザナミの二神が祀られる。高さ21.7mの大鳥居は日本三大鳥居の1つにも数えられている。

## 大口・うすき行政書士事務所

いづれかに当てはまる方は是非一度お問い合わせください!

- 福祉サービス事業所を立ち上げたい。
- 株式会社やNPO法人、労働者協同組合等を興したいと考えている。
- 認定NPO法人等の準備を考えている。
- 社会福祉法人・医療法人を設立したい。
- 定款変更・規則作り等、運営内容に助言がほしい。
- 保育園・認定こども園を立ち上げたい。
- 法人経営の支援をしてほしい。
- 農福連携事業に取り組みたい。
- 適度分割、相続手続きに悩んでいる。

《業務内容のご紹介》  
 ・各種公取法人(社団・医療・社団・財団)の設立手続き  
 ・障害福祉サービス等の設立手続き等 ・介護タクシーの許可取得  
 ・遺言書、遺産分割協議書、相続業務  
 ・高齢者加算の取得支援・運用支援  
 ・その他、契約書や発注作成の事業関係業務 等  
 (行政書士、社会保険労務士、税理士等と連携して業務を行うこともあります)

大口・うすき行政書士事務所  
 兵庫県西宮市本町7番15号  
 (阪神西宮駅南 徒歩5分 西宮えびす神社そば)  
 兵庫県行政書士会・兵庫県社会福祉士会 会員

※行政書士法第1条2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他種別職務又は事業型制に関する書類を作成することを業とする。  
 (行政書士は業務拠点です。行政書士以外の者が他人の依頼を受け報酬を得て業務を行うと行政書士法違反になります)

ご相談はこちらまで、どこでも駆けつけます!



お電話はこちら!  
 0798-34-3999  
 090-9264-7594  
 maikuma@gmail.com

